

取次店契約に関する利用規約

株式会社リベルタ（以下「甲」という。）及び後記表示の取次店（以下「乙」という。）は、次のとおり取次店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

1 乙は、以下の内容で、甲が継続的に製造し売り渡す製品（以下「本件製品」という。）を買い受け、甲の取次店として本件製品を買主（以下「買主」という。）に販売する。

- ① 品 名 「Heat Master（旧Heatech）」各種商品（別途商品リスト等で案内）
- ② 発注方法 乙が甲に対し、甲所定の注文用ホームページに所定事項を入力する方法により発注する。
- ③ 数 量 注文用ホームページに入力する。
- ④ 単 価 メーカー希望小売価格の90%相当額
- ⑤ 引渡期日 原則として、商品代金の入金を確認された日の翌日に発送する。
- ⑥ 引渡場所 注文用ホームページに入力する。
- ⑦ 支払期限 発注後14日以内
- ⑧ 支払方法 指定の口座に銀行振込（振込手数料は乙負担）

2 乙は、自己の名義と計算において、買主に対し本件製品の販売を行うものとする。

3 個別契約は、乙が甲所定の注文用ホームページに所定事項を入力し、甲が乙に対して確認メールを送付することにより成立する。

第2条（引渡し）

1 甲は、入金確認後、引渡場所に本件製品を郵送して引き渡す。

2 なお、引渡しに要する送料は次の通りとする。

- ① 1回の発注につき売買代金の額が1万5000円を超える場合：送料は甲の負担
- ② 1回の発注につき売買代金の額が1万5000円以下の場合：送料は乙の負担

第3条（検査）

1 乙は、本件製品の引渡後、5日以内に本件製品を検査し、甲に対して合格又は不合格の通知を書面で行わなければならない。

2 乙は、前項の検査により本件製品につき瑕疵又は数量不足等を発見したときは、直ちに理由を記載した書面をもって甲に不合格の通知をしなければならない。本通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、本件製品が検査に合格したものとみなす。

3 甲は、検査の結果、不合格になったものについては、甲の費用負担で引き取り、乙の指定する期限までに代品納入を行わなければならない。

4 甲は、乙による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、遅滞なく書面によりその旨を申し出て、甲乙協議のうえ解決する。

第4条（所有権）

本件製品の所有権は、本件製品の代金完済時に、甲から乙に移転する。

第5条（瑕疵担保責任）

本件製品の引渡後、引渡後の検査においては容易に発見することができなかつた瑕疵が発見されたときは、引渡時から6か月以内に限り、乙は甲に対して、無償の修理又は代金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

第6条（危険負担）

引渡前に生じた本件製品の滅失、毀損、減量、変質、その他一切の損害は、乙の責に帰すべきものを除き甲が負担し、本件製品の引渡後に生じたこれらの損害は、甲の責に帰すべきものを除き乙が負担する。

第7条（権利の譲渡禁止等）

甲及び乙は、予め相手方の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利、義務又は財産の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第8条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面により通知しなければならない。

- ① 法人の名称又は商号を変更するとき
- ② 振込先指定口座を変更するとき
- ③ 代表者を変更するとき
- ④ 本店、主たる事業所の所在地又は住所を変更するとき

第9条（相殺）

甲は、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき甲が乙に対して負担する債務と、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき甲が乙に対して有する債権とを、その債権債務の期限にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺することができる。

第10条（解除及び期限の利益喪失）

1 甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- ① 本契約の一つにでも違反したとき

- ② 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- ③ 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- ④ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
- ⑤ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- ⑥ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
- ⑦ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- ⑧ その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

2 甲又は乙が前項各号のいずれかに該当した場合、当該当事者は当然に本契約及びその他相手方当事者との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、当該当事者は相手方当事者に対して、その時点において当該当事者が負担する一切の債務を直ちに弁済しなければならない。

第11条（任意処分）

乙が引渡期日に本件製品を引き取らないなどの契約の不履行が生じたときは、甲は乙に対し書面により相当期間を定めて催告したうえで、乙が履行しない場合には本件製品を任意に処分し、その売得金をもって乙に対する損害賠償債権を含む一切の債権の弁済に充当することができ、不足額があるときは、更に乙に請求することができる。

第12条（守秘義務）

- 1 甲及び乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。
- 2 前項の守秘義務は、前項の情報が以下のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - ① 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
 - ② 第三者から適法に取得した事実
 - ③ 開示の時点で保有していた事実
 - ④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第13条（損害賠償責任）

甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第14条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも異議がなされないときには、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、それ以後も同様とする。

第15条（契約終了後の処理）

- 1 甲及び乙は、本契約が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを精算するものとする。
- 2 乙は、本契約が終了した場合、直ちに本件業務を中止し、甲に対して事務の引継ぎを行い、本契約に基づき預託・貸与された資料類（本契約に基づき提供されたデータ類及びこれらが記録された電子媒体等を含む。）を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄するものとする。
- 3 乙は、本契約終了後、甲の商標等を使用するなど、第三者から甲又は甲の業務を受託した者と誤認されるような行為をしてはならない。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
 - ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること
- 2 甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第17条（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第18条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上の条項に同意して、貴社との取引を行います。

株式会社リベルタ（甲） 御中